

スポーツ庁「運動部活動の地域移行に関する検討会議」ヒアリング資料

運動部活動の地域移行について

全日本教職員連盟

1 運動部活動に関する現状認識

これまで、中学校等における運動部活動は、教育課程外の活動であるにも関わらず、教育的な意義をもち、生徒及び保護者の意識の上においても学校教育の一環として捉えられ、運動能力の向上のみならず、生徒指導や進路保障の面からも成果を挙げてきた経緯がある。一方で、その指導については、ほぼ全てを教師が担い、時間的・精神的負担は非常に大きいものがあった。また更に大会運営や引率、審判資格取得等、運動部活動に付随する負担も増大している現状がある。

また、このような教師の負担のみならず、生徒にとっても、少子化の進行により自分がやりたい部活動が学校に無かったり、過度な練習が心身への負担になったりする等、様々な面において、学校単位で教師が指導する部活動という制度自体の問題があった。

これらを受け、運動部活動を持続可能なものとするため「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 2 月・スポーツ庁）が発出され「生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点」から、「地域・学校等に応じた多様で最適な形での実施」を目指して、運動部活動改革が進められることとなり、適切な休養日・活動時間等（平日 1 日、休日 1 日の週 2 日以上以上の休養日及び平日 2 時間、学校休業日は 3 時間の活動時間）が示された。これにより、ガイドラインに沿った部活動の運用が行われ始めたが、一方で大会等の実施には大きな変更がなかったため、休日の休養日が設定できない状況が依然見られる等の問題点も指摘されてきた。

また、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正」（令和元年 11 月）の附帯決議には「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」と明記された。

さらに「学校における働き方改革を踏まえた部活動改革」（令和 2 年 9 月・スポーツ庁）では、改革の方向性及び具体的な方策として「休日の部活動の段階的な地域移行」や「合理的で効率的な部活動の推進」が示され、本検討会議ではこれら一連の流れの中で部活動の地域移行について検討されることとなったと承知している。

このような経緯を経て、本検討会議での議論をもとに「運動部活動の地域移行」に関する案が、具体的な方策や予算面、及び今後の課題等も含めてスポーツ庁より提言としてまとめられるとともに、地域移行の具体的スケジュールについても示された点について、先ず以て大いに評価する。

その上で、運動部活動により、生涯にわたって運動に親しむための素地を育成するという観点及び持続可能な部活動運営という観点から、学校現場で実際に指導に携わる教師の視点で、提言案の項目に沿って全日教連としての考えを述べる。

2 提言案に対する全日教連の意見

《 本検討会の提言 》

▶ 「はじめに」(概要・抜粋) ※以下の概要・抜粋については全日教連作成

- ・ 様々な事情を抱える学校現場や地域において運動部活動改革を推進するための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識しながら検討を行ってきた。
- ・ 運動部活動の地域移行においては、運動部活動の実施が学校単位から地域単位に変わっても、中学生等にとってふさわしいスポーツ環境が着実に構築される必要があり、運動部活動の改革に関わり、地域におけるスポーツ振興により一層取り組むことが重要であることは言うまでもない。運動部活動の改革を契機として、中学生にとどまらず多様な世代が参加する地域のスポーツ環境の充実を図る機会にしていくことが重要である。

【 全日教連見解 】

- ・ 部活動の地域移行の実現にとって一番の課題は、学校や地域によって事情が様々あるという点である。その点について意識した上で検討を行ってきたことについては評価できる。また中学校部活動のみの改革とするのではなく、生涯スポーツの素地を育成するという観点を示したことも重要であると考え。
- ・ 学校や地域によって様々な事情があり、それらを考慮しつつも、最終的には「部活動の地域移行を達成する」というビジョンを「はじめに」の部分に明確に示し、それを明記することが必要であると考え。

▶ 「第1章 中学校等の運動部活動を取り巻く現状と改革の方向性」(概要・抜粋)

1. 中学校教諭の1ヶ月(4週間)の時間外勤務は100時間近くに及ぶ。
 - ・ 少子化による生徒数減少の影響を受け、生徒の多様な志向や体力等に応じて新たな活動に取り組むことは難しい。
2. まず休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする。
 - ・ 平日の運動部活動の地域移行については、休日の運動部活動の地域移行とともにできることから取り組む。
 - ・ 移行の在り方や方法については、地域の状況に応じ、様々な形となることが考えられる。
 - ・ 教師が教師でなければできない業務に専念できる体制にすることが、より良い学校教育の提供につながる。
 - ・ 単に中学校等の生徒のスポーツ機会を確保するという観点でなく、地域住民にとっても、より良い地域スポーツ環境となることを目指す必要がある。

【 全日教連見解 】

- 1・中学校教師の時間外勤務の状況により、部活動が持続可能ではない状況であるという前提を示したことは評価できる。全日教連調査（令和3年10月実施）においても、部活動を担当する上での負担について、回答者の約82%が「休日の時間的拘束」、約60%が「平日の時間的拘束（勤務時間外）」を挙げている。
- 2・「休日の運動部活動から段階的に地域移行する」ことが「基本」となると、まず休日みの地域移行のための体制作りをしてしまい、結果として平日の移行が遅れる可能性が考えられる。「休日の地域移行は部活動の完全な地域移行の第1ステップである」ということを明確に示すことが重要であると考える。そのことにより、休日は地域、平日は学校ではなく「部活動の完全な地域移行」の準備期間として「休日の地域移行」⇒「平日勤務時間外の地域移行」⇒「全ての学校部活動の地域移行」というビジョンが学校・教師に意識づけられるとともに、受け入れる地域側にとっても、受け皿の体制整備の面で必要であると考えます。
 - ・地域住民にとってのより良いスポーツ環境の整備という視点は非常に重要であるが、本提言では、中学校の部活動地域移行という観点に絞った記述のほうが良いと考える。

▶ 「第2章 地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等」(概要・抜粋)

- 1・文化部活動に所属している生徒や運動が苦手な生徒、障害のある生徒等、全ての希望する生徒を想定する必要がある。
 - ・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学等多様な実施主体を想定する。
 - ・地域学校共同本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体等、学校と関係する組織・団体も想定する必要がある。
 - ・現行の運動部活動のような競技志向ではなく、スポーツ体験教室やレクリエーション的な活動等、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツの機会を確保していく必要がある。
 - ・現行のガイドラインにおいて、医・科学的観点も踏まえ定められた活動時間を遵守し、休養日を設定する必要がある。
 - ・学校の体育施設を積極的に活用する。
- 2・市町村において、市町村の地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、実行する。
 - ・学校は生徒の育成に関わる主体の一つとして、地域におけるスポーツ団体等と協力・協働して地域のスポーツ環境の整備充実に取り組む必要がある。

【 全日教連見解 】

- 1・地域や学校の実情に合わせて、多様な実施主体を示したことは評価できる。一方で、全日教連がスポーツ庁に提出した「部活動改革の方策についての提案（以下：全日教連令和2年度提案）」（令和2年8月19日）において「総合型地域スポーツクラブ」に移行することを提案したが、このような多様な実施主体を示す中でも、メインとなる団体を示し、実際に設置を促すことが必要だと考える。
 - ・「学校の体育施設」の活用については賛同するが、既存の施設の貸与のみでは、その安全管理等において学校の負担が増大する可能性がある。実際に地域開放を行っている場合、鍵の管理や安全管理、また電気代使用料等の費用負担の問題についても学校現場から指摘されている。学校体育施設の改修を含め、管理への民間企業等の参入についても示す必要があると考える（詳細な見解は第5章参照）。
- 2・「協議会」の設置に関しては、学校もその協議に参加することは必要であると考え。ただ、それが、参加する教師（担当教諭や管理職等）の更なる業務負担にならないよう、その実施方法等を十分検討することを要望する。

▶ 「第3章 地域におけるスポーツ団体等の整備充実」（概要・抜粋）

- ・都市部でも地方部でも、どの地域においても、生徒にスポーツの機会を提供する団体等が整備される必要がある。
- 1・地域のスポーツ・文化団体と「特段連携をしていない」中学校が50%を超える。
 - ・「地域運動部活動推進事業」の事例を参照しつつ、受け入れ体制等の構築の取組を進めることが必要である。
 - 2・国による支援はJSCのスポーツ振興くじ助成があり、総合型地域スポーツクラブ等を主な対象としているが、運動部活動の地域移行に向けた取組が助成対象となっているわけではない。またこれ以外の団体への支援の枠組は十分ではない。
 - ・地元の企業等による用具の寄附や地域スポーツ振興のための基金の設立等も想定され、市町村や地域において、当該地域の実情に応じて支援体制を整備する必要がある。

【 全日教連見解 】

- 1・「地域運動部活動推進事業」を地方部においても実施したことは評価する。全日教連調査でも部活動の地域移行を望む声は回答者の98%を超えるが、実現への課題として団体との連携等の環境整備が課題であるというを挙げている声が多い。実証研究における好事例の横展開を積極的に進めてほしい。
- 2・スポーツ振興くじ助成や寄附、基金等では実現は困難であり、部活動の地域移行については、国費での支援が不可欠であると考える。本提言において国費での受入れ団体への補助等について言及するべきである。

▶ 「第4章 地域におけるスポーツ指導者の質・量の確保方策」(概要・抜粋)

- 1・生徒にとってふさわしいスポーツ環境整備のため、専門性や資質を有する指導者を確保していく必要がある。
 - ・練習が過度な負担にならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言、暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶が強く求められる。
 - ・JSP0は、国の支援を受けつつ、競技団体等が主催する大会において、監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付ける等、指導者が公認資格取得を目指す制度設計に取り組む。
 - ・指導者資格取得の負担軽減のため、ネット受講等の方策を考える。
 - ・部活動指導員は地域移行後も指導者として活躍することが期待される。
- 2・公立学校の教師の中で、専門的な知識や技量、指導経験があり、かつ地域でのスポーツ指導を強く希望する者は兼職兼業の許可を得る等により、地域でスポーツ指導できるようにすることが考えられる。
 - ・地域のスポーツ活動に従事することを希望する公立学校の教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することとなるため、地方公務員法や教育公務員特例法の規定に基づき、報酬を受けて行う場合等には、任命権者(県費負担教職員の場合は、市町村教育委員会)の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には地域団体の業務に従事することが可能である。
 - ・兼職兼業の場合は本来業務に影響が出ないようにするとともに、心身に過重な負担とならないようにする必要がある。
 - ・教師が指導を望んでいないのにも関わらず、保護者等からの要望や周囲からの同調圧力等により兼職兼業の許可を申請して従事せざるを得ないような自体が生じることを防がなければならない。
 - ・教師等が地域におけるスポーツ団体等で指導に当たる際には、居住する地域や勤務する地域にあるスポーツ団体等で指導をすることが想定されるが、勤務する地域で指導する際は、異動や退職に伴い、そこでの指導者を辞めてしまうことも考えられる。
 - ・教師の兼職兼業については、現行制度下においても、各教育委員会等の判断で実施可能であり、速やかに兼職兼業の運用に係る考え方等を整理する必要がある。
 - ・兼職兼業の許可をする際には、本人の意思を十分に確認するとともに、勤務校における業務内容や負担も勘案して許可することを、国から改めて教育委員会に対して周知する必要がある。
 - ・教師が地域のスポーツ指導に従事する際、異動や退職にかかわらず継続的に同じスポーツ団体等で指導に携わることが、活動に参加する子供たちにとって望ましい。そのため雇用等の際には、居住地、異動や退職があっても当該団体において指導を継続する意向の有無等を踏まえ、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する必要がある。

【 全日教連見解 】

- 1・指導者資格の取得を義務づけること等については、生徒のためには必要であり、賛同する。このことにより、生徒にとってより良い指導となることを望む。またオンライン等での資格取得も積極的に進めるべきであると考え。
 - ・部活動指導員が地域移行後も指導に携わることができる体制構築が理想である。ただ、部活動指導員は人材不足により、予算化されても見つからない場合もある。特に地方部では指導者数の不足は深刻であり、指導者不足が教師への依存から脱却できない要因とならないよう、解決策を示す必要がある。
- 2・全日教連は令和2年度提案において、「教職員の兼職兼業としての認可」を求めてきた経緯がある。その後『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）（令和3年2月17日）の通知及び本提言で、兼職兼業について改めて詳細に明記されたことについて評価する。一方で、通知発出後も兼職兼業発令の事例が増えないことを鑑みると、現行制度下において兼職兼業発令は可能であるが、実質的には許可を得るのは困難な状況があると推察される。そこで、本提言にある通り「速やかに兼職兼業の運用に係る考え方等を整理する必要」があると考え。
 - ・指導を「強く望むもの」に限り兼職兼業の許可をし、望まないのにも関わらず保護者からの要望や周囲からの同調圧力等により、兼職兼業を希望するような事態はあってはならず、本提言で、そのことに言及をした点について評価する。学校現場の教師は、生徒のためを思うあまり、本当は望んでいないものの指導を熱心に行う傾向が強い。兼職兼業の制度により、このような望まない指導が常態化することは絶対に避けなければならないと考える。そのためには、指導を望む教師について、指導する「地域」を「勤務地」とするか「居住地」とするか等について、十分検討する必要があると考える。この点については、今後全日教連としてどのような形が最も適切な指導につながるか検討していく。

▶ 「第5章 地域におけるスポーツ施設の確保方策」（概要・抜粋）

- 1・中学校の体育館やグラウンド、武道場等の体育施設をはじめ、他校種の体育施設の利用も促進する必要がある。
- 2・学校体育施設の営利団体への利用を認めない規則及び運用を行っている場合は、運動部活動地域移行に関わる民間事業者等に対しては、利用が可能となるよう規則改正や運用改善を行う必要がある。
- 3・これまでよりも多くの団体が学校体育施設を利用することになるため、施設の管理を学校が行うことになると負担が増大する恐れがある。
 - ・学校の負担を増大させないため、放課後や休日の時間帯の学校体育施設は指定管理者制度を活用する等して、スポーツ団体に委託する。

【 全日教連見解 】

- 2・全日教連は「スポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない」としていた旧スポーツ振興法の下で制定された条例を改正し、民間スポーツクラブ等による収益性のある学校施設の利用を可能とする制度を整備する必要性について要望してきており、本提言で「利用が可能となるよう規則改正や運用改善を行う必要がある」と明記されたことに対して評価する。これにより、積極的に地域部活動へのスポーツクラブ産業の参入を促すことが必要であると考える。
- ・学校施設管理について、指定管理者制度等を活用してスポーツ団体に委託するという提言について評価する。
- ・学校施設・設備については、老朽化が進んでいる現状がある。スポーツクラブ産業の参入による稼働率・収益力の向上も視野に入れ、例えば、特別支援学校の教室不足解消のための取組と同様に、学校体育施設改修に係る集中取組期間を設け、国庫補助率の算定基準引上げを行うこと等を提言に盛りこむことを望む。

▶ 「第6章 大会の在り方」(概要・抜粋)

- 1・地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会参加機会の確保のため、国から大会主催者に対し、参加資格と認めることを要請する必要がある。
- ・自分のペースでスポーツに親しみたい生徒や、複数の運動種目のスポーツを経験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場として、大会開催の要請及び支援を行う必要がある。
- ・大会に参加する生徒の安全確保を行い、生徒の体調管理を最優先にすることを要請する必要がある。
- 2・大会引率について、部活動指導員や外部指導者での引率が可能となるようガイドラインの改定及び中体連引率規定の見直しを要請する。
- ・大会運営は、大会主催団体等に所属する職員により担われるべきであり、人員が足りない場合は、大会開催に係る経費を用いてスポーツ団体等に外部委託をしたり、アルバイト等を雇用したりして補充すべきである。
- ・審判員やスタッフ等に教師がなり、大会運営に従事することにより報酬を得る場合には、兼職兼業の許可を得る必要がある。
- ・競技団体の役員等の立場で適切な報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を得る必要がある。国は、ガイドラインを改訂し、このような役員等である者を含め、教師が報酬を得て大会運営に従事する場合には、教育委員会は、本人の意思、学校における業務への影響の有無、教師の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等をしっかりと確認した上で、兼職兼業の許可を判断すべきことを示す必要がある。

【 全日教連見解 】

- 1・日本中体連が大会参加資格について地域のスポーツ団体等の中学生の全中への参加を承認したことを評価する。今後は都道府県中体連にも広がることを期待する。
- 2・引率は教師にとって大きな負担となっていることから、部活動地域移行とともに引率業務も教師の手から離すことは当然であり、そのための方策について本提言で示されていることについて評価する。休日の引率業務に係る負担軽減のため部活動指導員が配置され、学校教育法の改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）により、実技指導や引率等が可能となった。部活動指導員予算は毎年増額されてきているが、令和 4 年度予算での配置可能人数は 11,400 人であり、中学校 1 校当たり換算すると約 1.23 人である。移行期間においても引き続き部活動支援員の配置増を要望する。
 - ・大会運営についても、現状では教師が引率を兼ねて行ったり、審判資格等の取得を促され自費で取得・更新し、無償で行ったりしている場合が非常に多い。希望しない教師は関わらないでよい仕組みを構築するとともに、希望者については、本提言にあるように、大会運営においても兼職兼業発令により、一定の報酬を得て参加する体制構築を望む。

▶ 「第 7 章 地域スポーツにおける会費の在り方」（概要・抜粋）

- ・学校の運動部活動においては、部費等として生徒から一定の金額を集めているが、指導料が生じず、比較的低廉な額となっている。今後、地域スポーツ活動に参加するには会費を支払うこととなるが、部費と比べて金額が上がるのが想定される。
- 1・会費が保護者にとって大きな負担となるような額となると、スポーツ活動に参加することを躊躇してしまったり、諦めてしまったりすることが生じる恐れがある。
 - ・会費が負担とならないよう、学校等の施設の低廉な額での利用等、地方自治体や国からの支援を行う必要がある。
 - ・家庭の経済状況にかかわらず、会費の負担自体や金額に強い抵抗感を示す保護者が出てくるとも想定され、保護者の理解を得ていく必要がある。
 - ・生徒や保護者、地域住民について、一方的にサービスを受取る消費者、受益者という立場ではなく、運営者や指導者等と共に地域において質の高いスポーツ活動を維持し、より良い環境をつくっていく一員であるという意識を醸成していく必要がある。
 - 2・PTA 会費からの充当は、部活動に入っていない生徒の保護者も部活動に要する費用を負担していることになるため、事前の理解や了解を得ていない場合には、公平性の観点から課題ではないかとの指摘があり、返金等の対応を行う必要がある。
 - 3・経済的に困窮する家庭を支援するため、各地方自治体において、スポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設等の取組を進めることが考えられる。このような各地方自治体での取組に関し、国による支援方策についても検討する必要がある。

【 全日教連見解 】

- 1・部費や会費等の受益者負担の原則については、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月1日）に、「地域部活動の費用負担については、生徒の活動機会の保障の観点や受益者負担の観点から、保護者が負担すること」と明記されている。懸念される保護者負担の増加についても、「国による支援方策についても検討する」とされており、本提言でも支援方策について言及したことを評価する。「部活動は無償である」との国民の意識を払拭し「指導に見合った対価を支払う」ことが認識されるようなキャンペーンをスポーツ庁が中心となって行うことを要望する。
- 3・経済的に困窮する生徒への支援について言及していることも評価する。その方法についても国による補助の仕組みの創設を強く要望する。

▶ 「第9章 学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方」（概要・抜粋）

【学習指導要領】

- ・部活動は教育課程外の活動ではあるが、現行の中学校学習指導要領の総則にその意義や留意点が規定されている。今後、中学校学習指導要領の総則の部活動に係る規定についても適切なタイミングで検討・見直しを行っていく必要がある。
- 1・平成20年に改訂された中学校学習指導要領の総則に部活動の意義や留意すべき事項が初めて設けられ、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携等の運営上の工夫を行うようにすること」と規定された。
- ・現行の中学校学習指導要領に部活動が「学校教育の一環」として位置づけられていることから、部活動は必ず学校において設置・運営しなければならない、また教師が指導しなければならない等の誤解が生じているとの指摘もある。
 - ・部活動の地域移行の状況も見据えながら、次期改訂のサイクルに合わせ、中学校学習指導要領の総則における部活動に係る規定を見直すことも検討する必要がある。
 - ・今後、部活動はどの学校においても必ず設置・運営されるものではなく、地域のスポーツ等の環境が整備されるまでの間に設置・運営される場合を想定して、「1教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等」の部分に規定されている部活動の意義や留意事項については、例えば、削除することや、地域のスポーツ等の環境が整備されるまでの間、中学校等に設置・運営される部活動の規定であることを明確化し、そのような部活動に求められる留意事項を規定すること等も考えられる。

【全日教連見解】

- ・ 中学校学習指導要領総則における部活動に係る規定について、次期改訂のタイミングで見直しを図ることを示した本提案について評価する。部活動地域移行を踏まえ、学習指導要領における部活動の位置付けを「必ずしも教師が担う必要のない業務であること」を明確にする必要があると考える。
- 1・「次期改訂のサイクルに合わせ、中学校学習指導要領の総則における部活動に係る規定を見直すことも検討する必要がある」との言及について評価する。全日教連令和2年度提案の段階では、学校部活動が学習指導要領に位置付けられていることから「部活動を学校教育から今すぐに切り離すことは現実的ではない」としていたが、実証研究の結果や本検討会議での議論において、学校部活動の学習指導要領への位置付けが今後の部活動地域移行の障壁となっている可能性も指摘されていること、また部活動地域移行の具体的な方策及びスケジュールが示されたことを鑑みると、次期指導要領改訂及び実施の期間においては、休日のみならず平日の地域移行についても実現していくことを想定しているため、「部活動は学校教育の一環である」とする記述を削除することも含めて検討することにより、学校教育から切り離し社会教育での位置付けを明確にする必要があると考える。このことにより、部活動の地域移行をより加速させることになる。

【高校入試・教師の採用選考・人事配置等について】

- ・ 学校部活動に代わり、地域においてスポーツや文化活動等に参加していく生徒が増えていくことが見込まれることを踏まえ、学校外での活動も含めて、どのように高校入試で評価していくことがふさわしいのかを検討する必要がある。
- ・ 平成31年中教審答申において、「教師の本務は授業であり、限られた時間の中で授業準備がおろそかになるほどまでに部活動に注力することは適切ではないが、部活動に過度に注力してしまう教師の存在も指摘されていることから、教師の意識改革も必要である。このため、教育委員会は、採用や人事配置等において、教師の部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すべきである」とされている。こうした観点から、教師の採用や人事配置等の改善が求められている。
- ・ 今後、少子化や学校の働き方改革の進展に伴い、学校に代わり地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていくことが想定される。部活動地域移行が完了するまでの間、維持される学校の運動部活動においても、教師ではなく部活動指導員や外部指導者が指導に当たることが増えていくことが想定される。このような状況を踏まえて、教師の採用や人事配置等における部活動指導に係る能力や意思等の評価の在り方等を見直していく必要がある。

【 全日教連見解 】

- ・部活動の地域移行に伴い、部活動の成績等を考慮する高校入試の改革について言及した点について評価する。入試制度を改革しないと、勝利至上主義や保護者からの過度な期待等はなくなり、部活動地域移行の大きな障壁となることが予想される。一方でスポーツが得意な生徒にとっては、スポーツに関する能力を評価されたことにより進路が保障されてきた経緯もあるので、一般入試やスポーツ推薦入試等、様々な入試制度と部活動との関係について、抜本的に見直し、整理することを要望する。
- ・教師の採用選考・人事配置等についても入試と同様で、これまでは部活動指導に係る意欲や指導できるスポーツ等を評価してきた経緯もある。現在は、教師を希望する者が減少傾向にあり、教師不足が深刻な問題となっている。部活動指導が教師から離れることにより、教師への魅力が減ったと感じる若者がいる可能性もある。もちろん、教師の本務では無いものであるから、これについて配慮は必要ないとの考えもあるが、教師不足が加速する事態は避けなくてはならない。部活動の地域への完全移行まではまだ年数もあるため、優秀な保健体育教師等の採用についても考慮した上での検討をお願いしたい。
- ・教師側の意識改革も必要である。部活動で評価されることを目標とし、過度な練習等により、結果として生徒・保護者への負担をかけている教師が存在することは否定できない。今後はこのような教師側の意識も転換し、本務である学習指導や生徒指導により、生徒・保護者の信頼を得ることができるようになっていくことが重要である。

▶ 「第10章 地域移行の取組が進められている間の学校における運動部活動の在り方」 (概要・抜粋)

- 1・運動部活動や地域のスポーツクラブ等に所属していない生徒であっても、ふさわしい環境が身近にあれば参加したいと考えている生徒も多い。
 - ・現在運動部に所属している生徒だけでなく、運動に苦手意識を持つ生徒や障害のある生徒等にとっても参加しやすい活動が確保される必要がある。
- 2・運動部の活動日数や活動時間を見直し、希望者が特定の運動種目だけでなく、文化や科学分野の部活動や地域での活動を同時に経験できるようにする必要がある。
- 3・活動時間の適性化、ガイドラインの遵守の徹底と、個別の指導・助言が必要である。
 - ・競技志向ではない生徒や保護者の意向を尊重して、休養日や活動時間を設定することが必要である。
- 4・部活動指導員を確保し、単独による指導や大会引率を行う体制を構築する必要がある。
 - ・部活動指導員が確保できない場合には、教師を顧問とするものの外部指導者を配置し、教師が直接指導や大会引率に従事しない体制を構築することが必要である。
 - ・指導を望む教師が指導に従事する場合、勤務時間の上限指針を超えないよう、外部指導者の配置や活動時間の見直し等の必要な環境整備をすることが必要である。

【 全日教連見解 】

- ・ 1 及び 2 の内容については、生涯スポーツの視点からも理想の部活動の形であると評価する。しかし、まずは既存の部活動の地域移行を優先して考えるべきだと考える。既存の部活動の地域移行においても多くの困難な状況が予想される中、さらにハードルを挙げると部活動地域移行自体が停滞する恐れがあると考ええる。
- ・ 3 及び 4 の内容については、地域移行には時間を要するため、その期間の対応についても本項目で改めて明記していることについて評価する。特に部活動指導員の確保等による指導体制の見直しが重要である。

▶ 「第 11 章 休日の運動部活動の地域移行の達成時期のめどについて」(概要・抜粋)

- ・ 目標時期は、令和 5 年度の休日の運動部活動の段階的な地域移行開始から 3 年後の令和 7 年度末をめどとすることが考えられる。
- ・ 国は、この目標時期を踏まえ、ガイドラインを改訂し、休日の運動部活動の段階的な地域移行を開始する令和 5 年度から 3 年間で運動部活動の改革集中期間として位置づけ、この期間中に、全ての都道府県において、休日の運動部活動の地域移行に向けた具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を策定し、それを基に各市町村においても推進計画を策定することを規定する必要がある。
- ・ 改革集中期間においては、国として、各地方自治体における取組に対して特に積極的に支援し、着実に取組が進められるようにすることが必要である。また、国及び都道府県は、各地方自治体における進捗状況を定期的に調査し、課題のある市町村等に対しては、その原因や対策等について指導助言する必要がある。
- ・ 休日の運動部活動の地域移行が概ね達成された後、平日の運動部活動についても地域移行を進めていくことが想定される。

【 全日教連見解 】

- ・ スケジュールについては、各地域の状況に配慮しつつも、3 年の改革集中期間を設定していることに関して評価する。部活動の地域移行については、基本的に例外を設けないで行うことが重要だと考えている。地域毎に大きな差があっては、不公平感から混乱を招き、教育への信頼が揺らぐ可能性がある。また、他地域との比較等により、携わる教師が批判されるような事態を招くことも想定される。環境整備には困難な事態も多いが、このようにしっかりとスケジュールを示すことにより、足並みを揃えた改革が実現すると考える。
- ・ 平日の部活動移行についても、可能であれば目安となるスケジュールを示すことを要望する。これにより、休日の移行がゴールではなく、部活動完全移行までの移行期間であるということが明確になると考える。

3 おわりに

本提言により、部活動の地域移行のための方策及びスケジュールが示された。運動部活動について、学校関係者やスポーツ団体関係者等、多くの有識者が議論し具体的な提案がされていることは非常に価値がある。

運動部活動については、中学校における教育活動において、長年にわたり重要な役割を担い、成果を残してきた。一方で、その成果の多くは、勤務時間外や休日の指導等、教師のボランティアによって支えられてきた面がある。このように業務量等の物理的な側面のみならず、自らが経験していない競技を指導することによる精神面での負担においても大きな負担となってきた現状がある。

更に、今後より一層進んでいく少子化の影響に加え、生徒のニーズが多様化し、より多くの種類の部活動を望むようになってきていること等により、特に地方部における学校単位での部活動運営は既に限界を迎えている。

このように、生徒にとっても教師にとっても、現在の形での部活動は持続可能ではなく、未来につながらない仕組みであり、その改善のためには、部活動を地域移行することが必要であり、その実現の具体的方策を示したという点についても本提言は意義深い。

今後は、本提言を実際に実現へとつなげていくことができるかが重要になる。そのためには、私たち教師の側も中学校部活動に対する意識改革が必要であると同時に、国民全体のコンセンサスを得る必要がある。またスポーツ庁においても、本提言の最終取りまとめを経て、ガイドラインの改定や各関係団体との調整及び地方自治体への支援を行うとともに、何よりも、文部科学省等との関係諸機関と連携し、必要な予算の獲得に全力を尽くしてもらいたいと切に願う。

また本提言は運動部活動の地域移行のみであるが、文化庁とも連携し、文化部活動についても足並みを揃えて地域移行が進んでいくことを要望する。

全日教連としては、これまでも部活動地域移行の在り方についての考え方を示すとともに、要望活動においても、本提言にも含まれている部活動指導員を含む専門人材の確保等を求めるきた。今後も、学校部活動の地域移行の完全達成に向けて、学校現場が必要とする施策推進について要望していく。